

○日高村建設工事競争入札（日高村外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱

平成21年12月21日告示第30号

日高村建設工事競争入札（日高村外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、日高村外に主たる営業所を有する建設業者のうち、日高村が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）等について定める。

(入札参加資格者)

第2条 入札参加資格のある者は、第3条の規定により資格審査を受け、日高村建設工事入札参加資格者名簿（村外）（以下「資格者名簿」という。）に搭載された者とする。

(電子情報処理組織による資格審査の手続)

第2条の2 資格審査（第7条後段の規定による入札参加の資格の承継の審査及び第9条第1項の規定による入札参加資格の再審査を除く。以下同じ。）は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年高知県規則第72号）第4条第1項に規定する電子情報処理組織であつて資格審査に係るもの（以下「高知県入札参加資格共同電子申請システム」という。）を利用する方法により行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織による資格審査の手続について必要な事項は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年高知県条例第65号）及び高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の定めるところによる。

(資格審査)

第3条 資格審査は、当該資格審査を申請する日（以下この条において「申請日」という。）前の直近の10月1日を審査基準日として実施する。

2 資格審査は、原則として2年ごとに実施するものとする。ただし、村長が必要があると認めるときは、当該年度以外においても実施することができる。

3 前項本文の規定により実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

4 第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間とする。この場合において、資格審査は、第1項の規定にかかわらず、申請日の属する年度の10月1日を審査基準日として実施するものとする。

5 資格審査は、建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類（第7項第1号において「工事種類」という。）ごとに行い、経営事項審査（同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。）の総合評定値等に基づき資格者名簿に登載する。

6 資格審査を申請しようとする者は、第1項又は第4項後段の審査基準日（以下「審査基準日」という。）の属する年度の11月30日の午後10時までに、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年高知県規則第72号）第4条第1項に規定する電

子情報処理組織であって資格審査に係るもの（以下「高知県入札参加資格共同電子申請システム」という。）を使用する方法により行うものとする。

7 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を申請することができない。

- (1) 資格審査を申請する工事種類について、審査基準日（第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査にあつては、申請日前の直近の10月1日）までに建設業法第3条第1項の許可（以下「建設業の許可」という。）を受けていない者
- (2) 審査基準日の前日の7月末日（第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査にあつては、申請日前の直近の7月末日）までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受けていない者
- (3) 審査基準日の前日（第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査にあつては、申請日前の直近の9月30日）までに納期限の到来した国税、県税、又は市町村税を滞納している者。ただし、申請日までに完納した場合は、この限りでない。
- (4) 個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者（資格審査を初めて申請する者（以下この号において「新規申請者」という。）を除く。）にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で村において個人住民税を特別徴収するための手続を申請日までにしていないもの、個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者のうち新規申請者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者
- (5) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (6) 破産者で復権を得ないもの
- (7) 前各号に掲げる者のほか、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (8) 次のいずれかに該当するものとして村長が認める者
 - ア 暴力団（日高村暴力団排除条例（平成23年日高村条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）
 - イ 暴力団員等（日高村暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）
 - ウ 役員等（法人にあつては代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）以下この号において同じ。）が暴力団員等に該当するもの
 - エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の

利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等利用しているもの

キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

ケ 役員等が、村との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

コ アからクまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(9) 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がある者に限る。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

（資格者名簿の公表）

第4条 資格者名簿は、日高村本庁舎1階エレベーター横の閲覧所において、閲覧に供する方法により公表する。

（変更届）

第5条 資格審査を申請した者及び資格者名簿に登載された者は、申請内容に変更があったときは、直ちに高知県建設工事競争入札参加資格申請書記載事項変更届に記載すべきこととされている事項を高知県入札参加資格共同電子申請システムから届出なければならない。

（入札参加資格の取り消し）

第6条 村長は、有資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

(1) 建設業の許可を取り消されたとき。

(2) 第3条第6項に定める申請書類の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(3) 第3条第7項第5号から第9号までのいずれかに該当することとなったとき。

(4) 入札参加資格を辞退したとき。

(5) 建設業の許可の更新を受けずに当該許可の有効期間が満了したとき。

（入札参加資格の継承）

第7条 有資格者である個人（以下この条において「有資格個人」という。）が法人組織に変更し、法人として建設業の許可を受けた場合又は無資格者（資格者名簿に登載されていない者をいう。次条第1項において同じ。）である個人が有資格個人から営業の譲渡（相続を含む。）を受け、個人として建設業の許可を受けた場合において、営業の同一性が認められるときは、入札参加資格を継承するものとする。この場合においては、高知県が定める高知県建設工事競争入札参加承継申請書を準用した申請書及び村長が必要と認める書類を提出しなければならない。

（会社合併等による入札参加資格の継承）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、合併等の日の翌日を審査基準日とみなし、申

請により随時資格審査を行い、資格者名簿に登載するものとする。

- (1) 有資格者と他の有資格者又は無資格者とが合併した場合
- (2) 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- (3) 有資格者が会社分割を行ったことにより、入札資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に継承するときを含む。）場合
- (4) 有資格者と他の有資格者又は無資格者が中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合

2 前項第2号又は第3号に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は入札資格に関する営業を継承した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

（入札参加資格の再審査）

第9条 有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を村長に報告しなければならない。この場合において、当該有資格者の申請により入札参加資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行ったとき。
- (2) 特定債務等の調整の促進ための特定調停に関する法律による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行ったとき。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行ったとき。

2 前項の資格の再審査を申請しようとする者は、次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県内業者）を準用した申請書
- (2) 経営事項審査申請書類一式
- (3) 手続開始の決定書等の写し
- (4) 貸借対照表及び損益計算書
- (5) その他参考となる書類

附 則

この要綱は、平成21年12月21日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年11月30日に施行し、令和5年10月1日から適用する。